

## 議案第69号

### 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」と

いう。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>削除</u></p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験又は介護支援専門員実務研修の実施</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>旅券法施行令第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法第10条第3項において準用する同法第5条の規定に基づく一般旅券の再発給</u> <u>1件につき1,600円</u></p> <p>(6)～(10) 略</p>

に定める額

ア 介護支援専門員実務研修受講試験 1件につき7,000円

イ 介護支援専門員実務研修 1件につき12,000円

(12) 介護保険法第69条の7第1項若しくは第5項又は第69条

の8第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 新たな介護支援専門員証の交付 1件につき4,200円

イ 介護支援専門員証の書換え交付 1件につき1,600円

ウ 介護支援専門員証の再交付 1件につき1,100円

エ 登録の移転に伴う介護支援専門員証の交付 1件につき1,600円

オ 有効期間の更新に伴う介護支援専門員証の交付 1件につき4,200円

(13) 介護保険法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可 1件につき63,000円

(13の2) 略

(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可 1件につき63,000円

(12) 略

(13) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実

(13の3) 介護保険法第115条の29第2項の規定に基づく介護

サービス情報の調査 1件につき45,000円

(13の4) 介護保険法第115条の29第3項の規定に基づく介護

サービス情報及びその調査結果の公表 1件につき9,500円

(14)～(144) 略

(145) 高圧ガス保安法第31条第2項（高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき10,000円

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、1件につき9,500円）

イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき9,400円

（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっ

施 1件につき7,000円

(14)～(144) 略

(145) 高圧ガス保安法第31条第2項（高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき10,000円

イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき9,400円

ては、1件につき8,900円)

ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき10,000円

(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっ

ては、1件につき9,500円)

エ 第二種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき10,000

円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっ

ては、1件につき9,500円)

オ 第三種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき9,400

円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっ

ては、1件につき8,900円)

カ 第一種販売主任者免状に係るもの 1件につき8,500円

(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっ

ては、1件につき8,000円)

キ 第二種販売主任者免状に係るもの 1件につき6,700円

(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっ

ては、1件につき6,200円)

(146)～(148) 略

(149) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理

することとされている高圧ガス保安法第49条の2第1項の規

ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき10,000円

エ 第二種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき10,000

円

オ 第三種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき9,400

円

カ 第一種販売主任者免状に係るもの 1件につき8,500円

キ 第二種販売主任者免状に係るもの 1件につき6,700円

(146)～(148) 略

(149) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理

することとされている高圧ガス保安法第49条の2第1項の規

定に基づく附属品の検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器の附属品

(ア)及び(イ) 略

イ 略

(150) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第49条の4第1項の規定に基づく附属品の再検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器の附属品

(ア)及び(イ) 略

イ 略

(151)～(172) 略

(173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき23,000円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、1件につき22,500円)

定に基づく附属品の検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の附属品

(ア)及び(イ) 略

イ 略

(150) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第49条の4第1項の規定に基づく附属品の再検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の附属品

(ア)及び(イ) 略

イ 略

(151)～(172) 略

(173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき23,000円

(174)～(191) 略

(192) 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条の規定に  
基づく通訳案内士の登録 1件につき5,100円

(193) 通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく登録事項の  
訂正又は同法第24条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交  
付 1件につき4,000円

(194)～(204) 略

(205) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律  
第14条第2項の規定に基づく認定（地鶏肉、有機農産物及び  
有機加工食品（有機畜産物加工食品を除く。）に係るものに  
限る。次号において同じ。） 1件につき24,000円

(205の2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する  
法律第15条第1項の規定に基づく認定 1件につき19,000円

(174)～(191) 略

(192) 通訳案内業法（昭和24年法律第210号）第3条の規定に  
基づく通訳案内業の免許 1件につき5,100円

(193) 通訳案内業法第9条の規定に基づく通訳案内業の免許  
証の再交付又は書換え交付 1件につき4,000円

(194)～(204) 略

(204の2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する  
法律（昭和25年法律第175号）第15条第1項の規定に基づく  
認定（有機農産物加工食品に係るものに限る。） 1件につ  
き24,000円

(204の3) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する  
法律第15条第2項の規定に基づく認定（地鶏肉及び有機農産  
物に係るものに限る。） 1件につき24,000円

(204の4) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する  
法律第15条の6第1項の規定に基づく認定（地鶏肉、有機農  
産物及び有機農産物加工食品に係るものに限る。） 1件に  
つき19,000円

(205) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

(206) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 第17条の7第1項の規定により県が定める認定業務規程の規定に基づく調査及び再検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 生産行程管理者に係るもの 1件につき14,000円

イ 略

(207)～(323) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

施行令（昭和26年政令第291号）第30条第1項の規定により処理することとされている農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第16条第2項（同法第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録格付機関の登録又は登録の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 登録格付機関の登録 1件につき41,500円

イ 登録格付機関の登録の更新 1件につき32,200円

(206) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 第17条の6第2項において準用する同法第17条の2第1項の規定により県が定める認定業務規程の規定に基づく調査及び再検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 製造業者又は生産行程管理者に係るもの 1件につき14,000円

イ 略

(207)～(323) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。



(1) 略

(2) 介護保険法第69条の33第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号イの手数料 介護支援専門員実務研修の実施に関する事務を行う者

(3) 介護保険法第115条の30第1項の規定により知事の指定する者に介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行わせる場合における前項第13号の3の手数料 介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行う者

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第5号、第204号の3、第204号の4及び第206号の改正、同項第204号の2を削る改正、同項第205号を削り、第204号の3を第205号とし、第204号の4を第205号の2とする改正並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

### (現に認定を受けている者に係る手数料の額の特例)

2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号）の施行の際現に同法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第1項若しくは第2項又は第15条の6第1項の規定に基づく認定を受けている者が、平成19年3月31日までの間に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「法」という。）第14条第2項又は第15条第1項の規定に基づく認定を受けようとする場合については、改正後の鳥取県手数料徴収条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

法第14条第2項の規定に基づく認定（地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品（有機畜産物加工食品を除く。）に係るものに限る。以下この項において同じ。）	1件につき14,000円
法第15条第1項の規定に基づく認定	1件につき12,000円

3 新条例第3条から第7条までの規定は、前項の手数料について準用する。